資料2

三重県環境影響評価
技術指針の改定について

本資料の構成（目次）

1. 三重県環境影響評価条例の適用対象の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3

2. 太陽光発電施設に関する特有な影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 5

3. 三重県環境影響評価技術指針とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 6

4. 三重県環境影響評価技術指針の改定の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 7

5. 今後のスケジュール（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 18

1. 三重県環境影響評価条例の適用対象の拡大

適用対象拡大の背景と課題

全国的に、いわゆる「メガソーラー」の設置に対する地域の懸念が広がっており、令和6年3月には、三重県議会から県に対して、県内に広く設置されている太陽光発電施設について、防災上、環境上等の影響が懸念されることから、条例による設置規制区域の導入や適正な維持管理の義務化、太陽光発電施設に対する環境影響評価の対象拡大等を求める「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が提出された。

また、県民からも太陽光発電施設に係る相談等が県に寄せられている。

こうした状況を踏まえ、県は、地域との共生が図られた再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入に向けて、指導・規制等の方策の一つとして、三重県環境影響評価条例（以下「条例」という。）の適用対象の拡大について検討するに至った。

＜課題＞

- 事業（施行）区域の面積が10ヘクタール未満であっても、防災上、環境上等の影響について事業者による環境配慮を促す必要があるが、現状では特別地域※に限られていること。
- 森林伐採を伴うメガソーラーについては、面的開発による環境影響が生じるほか、山林裾野への斜面設置による土砂流出リスク等を踏まえると、5ヘクタール未満の比較的小規模な事業であっても、一定の環境配慮が行われるべきと考えられること。
- 現行では、土地の造成を行う場合のみ条例の対象としているが、反射光や景観等は供用後の影響の懸念があり、造成を伴わない設置事例も多数確認されていること。

※特別地域とは、国立公園、国定公園、三重県立自然公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区、又は三重県自然環境保全地域の区域のうち特別地区をいう。

1.三重県環境影響評価条例の適用対象の拡大（三重県環境審議会答申概要）

具体的な改正内容：条例施行規則を改正

＜現行＞

事業の種類（内容）		規模要件	
		環境影響評価	簡易的環境影響評価
電気工作物（設置・変更）	水力発電所	1.5万kW以上	－
	火力発電所	5万kW以上	－
	地熱発電所	5千kW以上	－
	風力発電所	7.5千kW以上	－
宅地その他の用地の造成		面積20ha以上	面積10ha以上

※太陽光発電施設の設置については、造成を伴うもののみ対象

＜具体的な改正案（まとめ）＞

事業の種類（内容）		規模要件	
		環境影響評価	簡易的環境影響評価
電気工作物（設置・変更）	水力発電所	1.5万kW以上	－
	火力発電所	5万kW以上	－
	地熱発電所	5千kW以上	－
	風力発電所	7.5千kW以上	－
	太陽光発電所	面積10ha以上	面積5ha以上（森林区域1ha以上）
宅地その他の用地の造成		面積20ha以上	面積10ha以上

※太陽光発電施設の設置について、造成・非造成を問わず対象

・対象面積を1/2に（特に森林区域は1ha）
・非造成事業も対象

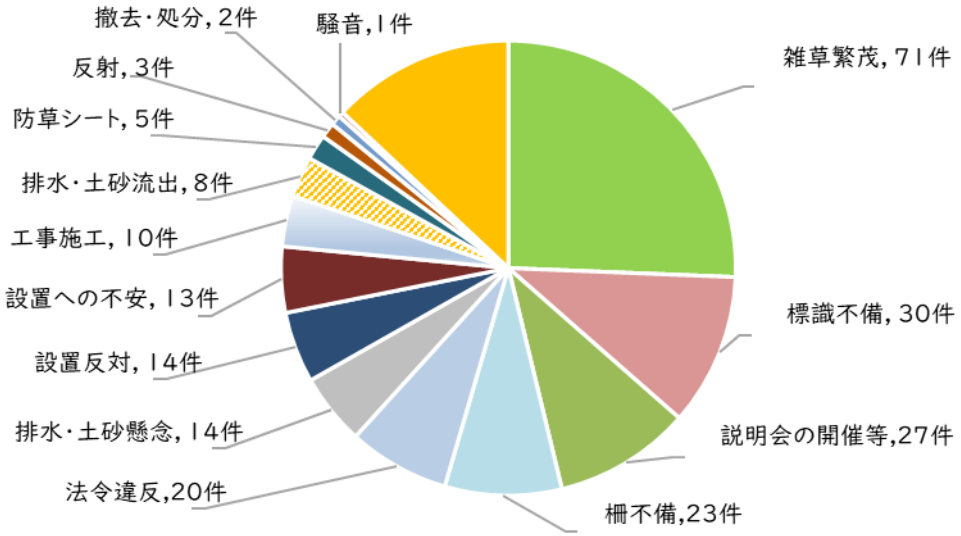
○「メガソーラー」など太陽光発電施設にする懸念等に鑑みて、条例の適用対象を拡大することとし、令和7年12月25日に三重県環境審議会に諮問、令和8年8月3日に答申を受けたところ。
○今後、改正施行規則を10月頃に公布、令和9年4月1日に施行予定である。

2. 太陽光発電施設に関する特有な影響

太陽光発電施設に特有と考えられる環境影響

項目	太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）における主な記載
反射光	■ 周辺の建物・施設等の状況や、パネルの設置の仕方によっては、季節と時間帯により、近接する建物や施設等に一時的に反射光が差す場合がある。 ■ 事業区域の周辺に住宅、学校、病院、高速道路や国道、空港等の施設があり、反射光による影響が懸念される場合は、シミュレーションを実施して影響の程度を確かめ、関係者（住民や該当施設の管理者等）に説明できるようにしておく必要がある。
景観	■ 太陽光発電は日射や送電線等の条件が揃えば、様々な場所に設置することができるため、地域で保全しようとしている景観に影響を及ぼしトラブルになる事例がある。 ■ 太陽光発電施設を設置した後に、景観への影響を小さくすることはとても困難。立地を決定する前に周辺の眺望点やそこからの景観資源の眺めの状況などをよく調べ、影響の程度や対策の必要性について十分検討することが必要。
騒音	■ パワーコンディショナ及び熱負荷を減らすための空調機は、住宅等の近くに太陽光発電施設を設置する際は、騒音源となる設備を住宅等からなるべく離して設置するよう配慮が必要。

県民から寄せられた懸念の声



・太陽光発電施設に特有な環境影響（要素）として、「反射光」、「景観」、「騒音」が挙げられる。
・県民の懸念としては、雑草繁茂など維持管理項目が多くあるなか、反射光への懸念がある。

今回の改正を契機として、
「三重県環境影響評価技術指針」
の改正を行うこととした。

3. 三重県環境影響評価技術指針とは

技術指針の位置づけ

- 三重県環境影響評価条例に基づき、事業者が環境影響評価及び事後調査を実施する際の技術的な指針を定めているもの
- 対象事業に共通する事項を示しており、事業者は、事業内容や地域特性を踏まえて、必要な評価項目や調査・予測・評価手法を選定する

技術指針で示されている主な内容

- 環境影響評価等の手順
- 事業特性及び地域特性の把握
- 環境影響評価の項目（環境要素）の選定
- 調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方
- 手法の簡略化及び重点化
- 調査、予測、評価の手法の選定
- 環境保全措置の検討、検討結果の検証・整理
- 事後調査の検討
- 方法書、準備書、評価書の作成
- 事後調査報告書の作成、送付
- 簡易的環境影響評価の基本的考え方及び作成、簡易評価書及び措置報告書の作成　　等

条例第4条では、技術指針を改定する際には、環境影響評価委員会の意見を聴くものとされていることから、本委員会へ諮問

4. 三重県環境影響評価技術指針の改定の方向性（ご意見をいただきたい点①）

現状の影響要因ー環境要素関連表

環境要素の区分		細区分	工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用	
環境の自然的構成要の良好な状態の保持を旨として調査予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質				
		騒音				
		振動				
		低周波音				
		悪臭				
		その他大気環境に係る環境要素				
	水環境	水質（地下水の水質を除く。）				
		水底の底質				
		地下水の水質及び水位				
		その他水環境に係る環境要素				
	その他の環境	地形及び地質				
		地盤				
		土壌				
		日照阻害				
		電波障害				
		その他の環境要素				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物					
	陸生植物					
	水生生物					
	生態系					
人と自然との豊かな触れ合い歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場					
	歴史的文化的な遺産					
	景観					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価 されるべき環境要素	廃棄物等					
	温室効果ガス等					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量					

課題

環境要素に「景観」、「騒音」はあるが、「反射光」がない

ご意見をいただきたい点①「太陽光発電施設の設置に係る環境要素の追加」

- 太陽光発電施設の設置に係る三重県環境影響評価条例の適用対象の拡大に伴い、三重県環境影響評価技術指針について、環境要素を追加する。
- 太陽光発電施設に特有と考えられる環境影響のうち、現行の環境影響評価技術指針に含まれていない「反射光」を追加する。

ご意見をいただきたい点②「反射光の調査及び予測の手法は適当か」

- 新たに追加する反射光に係る調査及び予測手法（スライド14～16）は適当か。

4. 三重県環境影響評価技術指針の改定の方向性（ご意見をいただきたい点①）

「太陽光発電施設の設置に係る環境要素の追加」

改定案（別表1 影響要因ー環境要素関連表）

改定前

環境要素の区分		細区分	工事の実施		土地又はエ作物の存在及び供用	
環境の自然的構成要の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質				
		騒音				
		振動				
		低周波音				
		悪臭				
		その他大気環境に係る環境要素				
	水環境	水質（地下水の水質を除く。）				
		水底の底質				
		地下水の水質及び水位				
		その他水環境に係る環境要素				
	その他の環境	地形及び地質				
		地盤				
		土壌				
		日照阻害				
		電波障害				
		その他の環境要素				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物					
	陸生植物					
	水生生物					
	生態系					
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場					
	歴史的文化的な遺産					
	景観					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価 されるべき環境要素	廃棄物等					
	温室効果ガス等					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量					

改定後

環境要素の区分		細区分	工事の実施		土地又はエ作物の存在及び供用	
環境の自然的構成要の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質				
		騒音				
		振動				
		低周波音				
		悪臭				
		その他大気環境に係る環境要素				
	水環境	水質（地下水の水質を除く。）				
		水底の底質				
		地下水の水質及び水位				
		その他水環境に係る環境要素				
	その他の環境	地形及び地質				
		地盤				
		土壌				
		日照阻害				
		電波障害				
		反射光				
		その他の環境要素				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物					
	陸生植物					
	水生生物					
	生態系					
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場					
	歴史的文化的な遺産					
	景観					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価 されるべき環境要素	廃棄物等					
	温室効果ガス等					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量					

4. 三重県環境影響評価技術指針の改定の方向性（ご意見をいただきたい点①）

「太陽光発電施設の設置に係る環境要素の追加」

改定案（別表Ⅰ-Ⅰ 影響要因の細区分）

改定前

環境要素の区分		細　区　分
大気環境	大気質	環境基本法（平成5年法律第91号）の大気汚染に係る環境基準が設定されている項目、大気汚染防止 法（昭和43年法律第97号）に基づく規制対象物質及び指定物質、粉じん等その他必要と認められるもの
	騒　音	騒音
	振　動	振動
	低周波音	低周波音
	悪　臭	悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度その他必要と認めら れるもの
水環境	水　質	環境基本法の水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138 号）に基づく排水基準が設定されている項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成21年環境省水・大気環境局長通知）に定める要監視項目、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に基づく項目、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年厚生労働省健康局長通知）に設定されている項目、塩分又は塩素イオン、水温、透視度又は透明度、色、濁度、電気伝導度その他必要と認められるもの
	水底の底質	環境基本法の水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目、水質汚濁防止法に基づく排水基準が設 定されている項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」に定める 要監視項目、海洋汚染及び海上火災の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排 出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和48年総理府令第6号）に定め る水底土砂に係る判定基準が設定されている項目 硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率及び粒度 組成その他必要と認められるもの
	地下水の水質及 び水位	環境基本法の地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目、水質汚濁防止法に基づく排水 基準が設定されている項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」 に定める要監視項目、水質基準に関する省令に基づく項目、「水道水質に関する基準の制定について」に 設定されている項目、塩分又は塩素イオン、水温、透視度又は透明度、色、濁度、電気伝導度、水位その他 必要と認められるもの
その他の環境	地形及び地質	地形及び地質、重要な地形及び地質並びに土地の安定性.
	地　盤	地盤沈下量
	土　壌	環境基本法の土壌の汚染に係る環境基準が設定されている項目、大気汚染防止法に基づく規制対象物 質及び指定物質その他必要と認められるもの
	日照阻害	日影時間及び日影範囲
	電波障害	電波の受信の状態
陸生動物		動物相、重要な種及び注目すべき生息地
陸生植物		植物相、植生、重要な種及び群落
水生生物		動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落
生態系		地域を特徴づける生態系
人と自然との触れ合 いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場
歴史的文化的な遺産		史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包 蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所
景　観		主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観
廃棄物等		一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物
温室効果ガス等		地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に定める温室効果ガス、特定物質の規 制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に定める規制対象物質その他必要と認 められるもの
放射線の量		放射線の量

改定後

環境要素の区分		細　区　分
大気環境	大気質	環境基本法（平成5年法律第91号）の大気汚染に係る環境基準が設定されている項目、大気汚染防止 法（昭和43年法律第97号）に基づく規制対象物質及び指定物質、粉じん等その他必要と認められるもの
	騒　音	騒音
	振　動	振動
	低周波音	低周波音
	悪　臭	悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度その他必要と認めら れるもの
水環境	水　質	環境基本法の水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138 号）に基づく排水基準が設定されている項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成21年環境省水・大気環境局長通知）に定める要監視項目、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に基づく項目、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年厚生労働省健康局長通知）に設定されている項目、塩分又は塩素イオン、水温、透視度又は透明度、色、濁 度電気伝導度その他必要と認められるもの
	水底の底質	環境基本法の水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目、水質汚濁防止法に基づく排水基準が設 定されている項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」に定める 要監視項目、海洋汚染及び海上火災の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排 出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和48年総理府令第6号）に定め る水底土砂に係る判定基準が設定されている項目、硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率及び粒度 組成その他必要と認められるもの
	地下水の水質及び水位	環境基本法の地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目、水質汚濁防止法に基づく排水 基準が設定されている項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」 に定める要監視項目、水質基準に関する省令に基づく項目、「水道水質に関する基準の制定について」に 設定されている項目、塩分又は塩素イオン、水温、透視度又は透明度、色、濁度、電気伝導度、水位その他 必要と認められるもの
その他の環境	地形及び地質	地形及び地質、重要な地形及び地質並びに土地の安定性.
	地　盤	地盤沈下量
	土　壌	環境基本法の土壌の汚染に係る環境基準が設定されている項目、大気汚染防止法に基づく規制対象物 質及び指定物質その他必要と認められるもの
	日照阻害	日影時間及び日影範囲
	電波障害	電波の受信の状態
	反射光	反射光
陸生動物		動物相、重要な種及び注目すべき生息地
陸生植物		植物相、植生、重要な種及び群落
水生生物		動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落
生態系		地域を特徴づける生態系
人と自然との触れ合 いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場
歴史的文化的な遺産		史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包 蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所
景　観		主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観
廃棄物等		一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物
温室効果ガス等		地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に定める温室効果ガス、特定物質の規 制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に定める規制対象物質その他必要と認 められるもの
放射線の量		放射線の量

4. 三重県環境影響評価技術指針の改定の方向性（ご意見をいただきたい点①）

「太陽光発電施設の設置に係る環境要素の追加」

環境要素の追加の方針について

- 三重県環境影響評価条例の適用対象の拡大に伴い、三重県環境影響評価技術指針について太陽光発電施設の設置に係る環境要素の追加を行う。
- これまで土地の造成を伴う太陽光発電施設の設置については「宅地その他の用地の造成事業」として取り扱っており、造成事業特有の環境要素（地形及び地質、大気質等）は設定済み。
- しかしながら、非造成事業であっても太陽光特有の環境影響（反射光、騒音、景観）があるものの、現行の技術指針においては**「反射光」を環境要素として設定していない**。

太陽光発電施設に関する環境配慮要件

① 土地の安定性（地形及び地質、地盤）
② 濁水（水質）
③ 騒音
④ 反射光
⑤ 工事に関する粉じん等（大気質）、騒音・振動
⑥ 景観
⑦ 動物・植物・生態系
⑧ 自然との触れ合いの活動の場

※太陽光発電の環境配慮ガイドライン（R2.3環境省）参照
※①～⑧以外にも、太陽光パネルの廃棄時に係る環境影響として「廃棄物等」も想定される。

現状の影響要因ー環境要素関連表

太陽発電施設の設置に係る環境要素
現行の技術指針に含まれているもの：緑色
➢「反射光」が不足

環境要素の区分		細区分					
環境の自然的構成要の良好な状態の保持を旨として調査予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質					
		騒音					
		振動					
		低周波音					
		悪臭					
		その他大気環境に係る環境要素					
	水環境	水質（地下水の水質を除く。）					
		水底の底質					
		地下水の水質及び水位					
		その他水環境に係る環境要素					
	その他の環境	地形及び地質					
		地盤					
		土壌					
		日照阻害					
		電波障害					
		その他の環境要素					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物						
	陸生植物						
	水生生物						
	生態系						
人と自然との豊かな触れ合い歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場						
	歴史的文化的な遺産						
	景観						
環境への負荷の量の程度により予測及び評価 されるべき環境要素	廃棄物等						
	温室効果ガス等						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量						

【参考】他都道府県の事例

- 他都道府県の環境影響評価技術指針等を調査した結果、太陽光発電事業の評価項目を個票として整理している他都道府県が18県あった。そのうちの、10を超える県が選定している項目を抽出。

環境要素		細区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			資材の運搬	重機の稼働	土地の造成	工作物の存在	工作物の供用・稼働
大気環境	大気質	粉じん等	○	○			
	騒音	騒音	○	○			○
	振動	振動	○	○			
水環境	水質（地下水の水質を除く）	水の濁り			○	○	
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
		土地の安定性				○	
	反射光	反射光				○	
陸生動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○	
陸生植物		重要な種及び群落			○	○	
生態系		地域を特徴づける生態系			○	○	
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○	
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
廃棄物等		産業廃棄物			○	○	
		建設工事に伴う副産物			○		

他都道府県が選定している主な環境要素と比較しても、本県の技術指針は「反射光」が不足している

4. 三重県環境影響評価技術指針の改定の方向性（ご意見をいただきたい点①）

「太陽光発電施設の設置に係る環境要素の追加」

太陽光発電事業の評価項目が個票として対象されている18県の集計結果

環境要素		細区分	工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用				
			工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	切土工等又は既存の工作物の除去	工事用道路等の設置	地形改変及び施設の存在	施設の稼働	農薬の使用	光パネル等の撤去・廃棄	光パネル等の撤去・廃棄後の緑化
大気環境	大気質	窒素酸化物	△(4)	△(4)							△(1)	
		二酸化窒素	△(1)	△(2)								
		浮遊粒子状物質	△(1)	△(1)								
		粉じん等	◎(18)	◎(18)	△(3)	△(1)					△(1)	
	騒音及び超低周波音	騒音	◎(18)	◎(18)	△(1)	△(1)		△(1)	◎(18)		△(1)	
		低周波音	△(2)	△(2)					△(3)			
	振動	振動	◎(18)	◎(18)	△(1)	△(1)			△(3)		△(1)	
水環境	水質	水の濁り	△(1)	△(1)	◎(15)	△(2)		◎(16)	△(1)			
		水の汚れ						△(3)				
		浮遊物質量			△(1)						△(1)	
		富栄養化						△(1)				
		溶存酸素量						△(1)				
		水素イオン濃度						△(1)				
		健康項目等								△(1)		
		水質に係る有害物質等						△(1)				
		有害物質			△(1)							
	水底の底質	水底の底質						△(1)				
	地下水の水質及び水位	地下水の塩素イオン濃度						△(1)				
		地下水の水位			△(1)							
		地下水の水脈			△(1)							
		地下水の有害物質等		△(1)	△(2)							
	その他（水象）	流量、流速等			△(1)			△(2)				
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			△(4)	△(1)	△(1)	◎(18)	△(2)		△(1)	
	地盤	土地（地盤・斜面）の安定性			△(4)	△(1)	△(1)	◎(16)	△(2)			
	土壌	土壌汚染			△(2)			△(2)	△(1)			
	表土の状況及び生産性	表土の状況及び生産性							△(1)			
	その他	日影の状況						△(1)				
		電波受信状況						△(1)				
		反射光						◎(18)	△(1)		△(1)	
動物		重要な種及び注目すべき生息地	○(6)	○(6)	◎(16)	△(2)	△(1)	◎(18)	△(1)	△(1)	△(2)	△(2)
植物		重要な種及び群落（その生育地）	△(3)	△(3)	◎(16)	△(2)	△(1)	◎(18)	△(1)	△(1)	△(1)	△(2)
		緑の量						△(1)				
生態系		地域を特徴づける生態系	△(5)	△(5)	◎(15)	△(2)	△(1)	◎(17)	△(1)	△(1)	△(2)	△(2)
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						◎(18)	△(1)		△(1)	△(1)
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	◎(17)	△(2)	△(5)			◎(18)	△(3)		△(1)	△(2)
地域及び文化		地域の成り立ちと地域文化			△(1)			△(1)				
文化財		文化財			△(2)	△(1)	△(1)	△(5)				
		埋蔵文化財包蔵地				△(1)	△(1)	△(2)				
廃棄物等		産業廃棄物／廃棄物	△(1)	△(1)	◎(11)	△(1)		◎(13)	△(1)		△(4)	
		建設工事に伴う副産物／残土	△(1)	△(1)	◎(16)	△(1)		△(1)			△(1)	△(1)
		雨水及び処理水						△(1)			△(1)	
温室効果ガス等		温室効果ガス	△(1)	△(1)	△(1)			△(1)	△(1)		△(1)	
		二酸化炭素	△(1)	△(1)	△(1)			△(1)	△(2)			
放射線の量		放射線の量	△(5)	△(5)	△(5)							

ランク分け凡例

△：1～5県で記載されいる項目
○：6～10県で記載されいる項目
◎：11県以上で記載されている項目

注）環境要素名は対象とした18県に合わせている

4. 三重県環境影響評価技術指針の改定の方向性（ご意見をいただきたい点②）

現状の影響要因ー環境要素関連表

環境要素の区分		細区分	工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用	
環境の自然的構成要の良好な状態の保持を旨として調査予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質				
		騒音				
		振動				
		低周波音				
		悪臭				
		その他大気環境に係る環境要素				
	水環境	水質（地下水の水質を除く。）				
		水底の底質				
		地下水の水質及び水位				
		その他水環境に係る環境要素				
	その他の環境	地形及び地質				
		地盤				
		土壌				
		日照阻害				
		電波障害				
		その他の環境要素				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物					
	陸生植物					
	水生生物					
	生態系					
人と自然との豊かな触れ合い歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場					
	歴史的文化的な遺産					
	景観					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価 されるべき環境要素	廃棄物等					
	温室効果ガス等					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量					

課題

環境要素に「景観」、「騒音」はあるが、「反射光」がない

ご意見をいただきたい点①「太陽光発電施設の設置に係る環境要素の追加」

- 太陽光発電施設の設置に係る三重県環境影響評価条例の適用対象の拡大に伴い、三重県環境影響評価技術指針において、環境要素を追加する。
- 太陽光発電施設に特有と考えられる環境影響のうち、現行の環境影響評価技術指針に含まれていない「反射光」を追加する。

ご意見をいただきたい点②「反射光の調査及び予測の手法は適当か」

- 新たに追加する反射光に係る調査及び予測手法（スライド14～16）は適当か。

調査及び予測の手法の追加の方針について

- 環境要素として「反射光」を追加した場合、現行で設定されている環境要素と同様に、「反射光」に係る調査及び予測手法を新たに作成する必要がある。
- 調査及び予測の手法については、①「発電所に係る環境影響評価の手引（R2.11　経済産業省）」と②46都道府県の技術指針等のうち「反射光」を対象とする18県の事例を参考に、三重県環境影響評価技術指針において新たに追加する「反射光」の調査・予測手法（案）を作成した。

「反射光」の調査及び予測の手法（案）

環境要素の区分	調　査　及　び　予　測　の　手　法
反　　射　　光	1　調査すべき情報 （1）　土地利用の状況 （2）　地形の状況 2　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3　調査地域 反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4　調査地点 反射光の特性を踏まえ、前号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 5　調査期間等 反射光の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 6　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 7　予測地域 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域 8　予測対象時期等 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期

4. 三重県環境影響評価技術指針の改定の方向性（ご意見をいただきたい点②）

「反射光の調査及び予測の手法は適当か」

「調査の手法」の比較

国の手引きの内容と当該手引きに類似する18県をまとめた表を比較（**赤字箇所を案として採用**）

		①国	②都道府県18県まとめ
調査・予測項目		**反射光** ※本項目は、近隣に民家等が存在し、反射光による影響が発生するおそれがある 場合に実施する。	• 16県が国と類似した記載であった。 • 残りの2県では「光害（反射光）」と記載していた。
影響要因の区分		地形改変及び施設の存在	• 11県が国と類似した記載であった。 • 残りの県について、6県は「施設の存在」であり、1県では具体的な影響要因の記載がなかった
調査の手法	調査すべき情報	**(1)土地利用の状況 (2)地形の状況**	• 17県が国と類似した記載であった。 • 1県では「(1)土地利用の状況、(2)地形の状況、(3)地域における照明環境等の状況」と記載していた。
	調査の基本的な手法	**文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析**	• 18県全てが国と類似した記載であった。
	調査地域	**反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域**	• 17県が国と類似した記載であった。 • 残りの1県では「対象太陽光発電施設設置事業実施区域及びその周辺の区域」と記載していた。
	調査地点	**反射光の特性を踏まえ、前号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点**	• 17県が国と類似した記載であった。 • 残りの1県では記載がなかった。
	調査期間等	**反射光の特性を踏まえ、第三号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯**	• 15県が国と類似した記載であった。 • 残りの3県では「土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて冬至日、春分日又は秋分日、夏至日の3回」と時期を指定していた。
	調査結果の解析		• 16県が国と同様に記載がなかった。 • 残り2県では「調査結果の解析は、調査項目の現況を把握し、その特性について解析する」と記載していた。

4. 三重県環境影響評価技術指針の改定の方向性（ご意見をいただきたい点②）

「反射光の調査及び予測の手法は適当か」

「予測の手法」の比較

国の手引きの内容と当該手引きに類似する18県をまとめた表を比較（**赤字箇所を案として採用**）

都道府県		①国
調査・予測項目		**反射光** ※本項目は、近隣に民家等が存在し、反射光による影響が発生するおそれがある 場合に実施する。
影響要因の区分		地形改変及び施設の存在
予測の手法	予測内容	
	予測の基本的手法	太陽光の反射による影響範囲を、時間毎の到達範囲及び影響範囲の継続時間数を図等により予測
	予測地域	**調査地域のうち、反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域**
	予測地点	
	予測対象時期等	反射光の特性を踏まえ、1年間の代表的な太陽高度を呈する、夏至、春分・秋分、冬至の3ケース
評価		

		②都道府県18県まとめ
調査・予測項目		• 16県が国と類似した記載であった。 • 残りの2県では「光害（反射光）」と記載していた。
影響要因の区分		• 11県が国と類似した記載であった。 • 残りの県について、6県は「施設の存在」であり、1県では具体的な影響要因の記載がなかった
予測の手法	予測内容	• 16県が国と同様に記載がなかった。 • 残りの県について、1県では「予測内容は、反射光に係る環境影響とする。」であり、1県では「対象事業の実施により発生する反射光の状況」と記載していた。
	予測の基本的手法	• 18県全てが「**事例の引用又は解析**」と記載しており、国と類似した記載はみられなかった。
	予測地域	• 17県が国と類似した記載であった。 • 残り1県では「予測範囲は、調査範囲」に準ずると記載していた。
	予測地点	• 12県が国と同様に記載がなかった。 • 残り6県では「反射光の特性を踏まえて予測地域における反射光に係る環境影響を的確に把握できる地点」と記載していた。
	予測対象時期等	• 1県が国と類似した記載であった。 • 残りの県について、11県では「**反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期**」、3県では「反射光に係る環境影響が最大となる時期」、1県では「事業の実施後における事業活動が定常に達した時期」と記載しており、2県では記載がなかった。
評価		• 17県が国と同様に記載がなかった。 • 残り1県では「評価基準は、反射光による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること」と記載していた

4. 三重県環境影響評価技術指針の改定の方向性（ご意見をいただきたい点③）

ご意見をいただきたい点③「非造成事業を対象とすることについて」

- 既に開発済の土地である造成地（工場跡地、未利用の工業用地等）やゴルフ場跡地を利用した非造成事業については、造成事業特有の環境項目を省略することができると考えられる。
- 国は令和3年7月に「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」を公表し、新たに林地を開発するのではなく、開発済の土地を利用する場合に、非選定とし得る環境項目やその考え方を示している。

- **国のガイドラインを参考に、非造成事業における環境項目の選定に関する考え方を整理し、参考項目（環境要素）として公表していくことなどを検討。**

＜国ガイドラインで想定されている造成地＞
・土地は平坦である。
・土地の安定性が確保されている。
・主に裸地で樹林等の自然は回復していない。
・既存の工作物等は既に撤去済みである。
・周辺に工事用道路として活用可能な道路が整備されている。
・新たな土地の造成（大規模な切土・盛土や埋立等）や、大規模な樹木の伐採を行わない。

5. 今後のスケジュール（予定）

三重県環境影響評価条例の改正

令和８年８月	三重県環境審議会　具体的な改正内容（案）
	三重県環境審議会から答申
10月頃	改正施行規則公布
令和９年４月１日	改正施行規則施行

三重県環境影響評価技術指針の改定

令和８年８月	第一回三重県環境影響評価委員会　改定に係る説明
９月～10月	ヒアリング実施（太陽光発電事業の評価項目・調査予測手法等）
11月	第二回三重県環境影響評価委員会　具体的な改定内容（案）
令和９年1月中	改定技術指針公表